

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 京都地方法務局長 堤秀昭（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、廃棄認可済登記申請書類及び機密文書等（以下「廃棄書類」という。）収集運搬溶解処理業務（以下「処理業務」という。）委託一式について、下記のとおり契約を締結する。

記

（目的）

- 第1条 甲は乙に対し、この契約に基づき廃棄書類の処理業務を依頼し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、甲より引き取る廃棄書類を別添「仕様書」に掲げる搬入場所へ搬入し、溶解処理機で溶解処理するものとする。
- 3 前2項に規定する廃棄書類とは、別添「仕様書」に掲げる庁の、甲が指定する文書とする。

（契約金額）

- 第2条 上記処理単価（消費税及び地方消費税は含まない。）は、次のとおりとする。
- 廃棄書類 1 キログラムにつき金 円

（引取場所及び引取日の指定）

- 第3条 乙は、甲と協議の上、甲の指定する場所において、原則として甲の希望に添った引取日を設定し、引取業務を行うものとする。

（諸規則の遵守）

- 第4条 乙は、甲の事業所内及び甲の指定する場所において、甲の指示する諸規則を遵守し、乙の責任において良心的な搬出作業を行うものとする。

（禁止事項）

- 第5条 乙は、甲の事業所内の指定された場所以外に立ち入ってはならない。
- 2 乙は、甲の指定する廃棄書類以外のものを搬出してはならない。
- 3 乙は、甲より引き取った廃棄書類を、製紙原料及び甲の指示する以外の目的で使用してはならない。

（信義遵守）

- 第6条 乙は、前条の禁止事項以外の点においても、処理業務を甲、乙の信頼に基づき誠実に遂行し、甲の信頼を失墜させないよう万全の配慮をする。

（機密保持）

- 第7条 乙は、この契約に基づく処理業務の対象品目である廃棄書類が、甲の機密に関わるものであることに留意し、引取り、運搬、選分、保管、処

分まで万全の管理体制と責任をもって対処しなければならない。

2 乙は、本件業務遂行上知り得た一切の事項を、ほかに漏らしてはならない。

3 前項の規定は、この契約終了後も同様とする。

(過失責任)

第8条 乙は、乙の従業員の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合は、損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

2 乙は、その責めに帰することができない事由により乙の従業員が業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(処理証明)

第9条 乙は、廃棄書類を処理した後、溶解処理場発行の証明書を甲に提出する。

(通知)

第10条 乙は、以下の事項が生じた場合は、甲に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。

- (1) 廃棄書類の一部又は全部を紛失したとき。
- (2) 乙にこの契約の履行を困難とする事由が生じたとき。
- (3) 合併等により乙の主体に変更があったとき。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失その他乙の責めに帰する事由により、甲関係の機密情報が他の第三者に漏洩し、乙が甲に損害を与えたときには、甲はその賠償額を算定し、乙に賠償請求をすることができる。

2 乙は、自己の責めに帰する事由によりこの契約の履行ができない場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 天災地変その他不可抗力による損害又は乙の責めに帰らない事由によって生じた損害については、乙はその責めを負わない。

(契約の発効)

第12条 この契約は、締結の日より効力を生ずる。

(履行期間)

第13条 処理業務の履行期間は、仕様書に定めるとおりとする。

(再委託)

第14条 乙は、この契約を履行するに当たって、この契約の全部を一括して若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約の履行において、この契約の一部を合理的な理由及び必

要性により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性について記載した書面を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。なお、これらの事項を変更する場合も同様とする。

（再委託に関する内容の変更）

第15条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第16条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲はこの契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（権利義務の譲渡禁止）

第17条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予決令第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。
- 3 第1項の甲の承諾に基づいて、乙が第三者と合併し、又はその事業の全部、若しくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡する場合は、この契約を後継者に承継させた上、後継者の義務履行を相手方に保証するものとする。

（検査及び確認）

第18条 乙は、仕様書に定める履行回の処理業務完了後、その都度、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、乙は遅滞なくこれを是正改善して甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- 3 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(代金の請求)

第19条 乙は、仕様書に定める履行回数ごとの処理業務が完了し、前条の規定による検査に合格したときは、第2条に定める単価により算定した適法な代金支払請求書を甲に対し提出するものとする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰する事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める率の割合で計算した遅延損害金を速やかに、乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号の一に該当すると認めた場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。

(2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

2 前項第1号又は第2号の事由により契約の全部又は一部が解除されたときは、乙はこの契約書で定める契約単価に予定数量を乗じて得た額(以下「契約金額」という。)の100分の10(会計法第29条の9に定める契約保証金相当額)の違約金を甲に払わなければならない。

3 乙は、第1項第1号又は第2号に掲げる事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、甲の責めに帰する事由により処理業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

5 第1項及び前項の規定により契約を解除したときは、甲は、処理業務が完了した部分に対して算出した金額を乙に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第21条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項

若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙が、甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、第11条に規定する損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払

わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第25条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。以下同じ。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(違約金等)

第27条 甲は、第23条及び第24条の各号の一及び前条第2項に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3・0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

4 甲は、第23条、第24条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償及び補償することは要しない。

5 乙は、甲が第23条、第24条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、並びに警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約不適合責任)

第29条 甲は、処理業務の履行後、本契約の内容に適合しないことを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求するこ

とができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第11条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合があった場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(危険負担)

第30条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第31条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第18条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(契約保証金)

第32条 甲は、この契約についての保証金を免除するものとする。

(人権配慮)

第33条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガ

イドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項又は条文の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙が協議し、定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地
支出負担行為担当官
京都地方法務局長 堤 秀 昭

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○